

仕 様 書

戸田ボートレース企業団
総務部財務課施設担当

- 1 件 名 管理棟整流器盤更新工事
- 2 目 的 既存設備の機能維持及び予防保全を目的とする。
- 3 場 所 埼玉県戸田市戸田公園 8 番 2 2 号
戸田モーターボート競走場 管理棟 電気室
- 4 契約期間 契約締結日より令和 8 年 1 2 月 3 1 日 (木) まで

5 工事内容

本工事は予備電源設備の一部を更新するものであり、内容は下記のとおりである。

(1) 管理棟用予備電源設備

- ア 整流器盤（直流電源盤）一式の更新を行うこと。
- イ 整流器盤は既存の機能を維持し、設計すること。
- ウ 整流器の仕様は下表のとおり。

品名	GS ユアサ製サイスタ整流器
形式	TR-SNTR10050
入力	AC3 φ 200V50Hz
出力	DC100V50A

- エ 蓄電池 5 4 セルの更新を行うこと。

- オ 蓄電池の仕様は下表のとおり。

品名	GS ユアサ製制御弁式据置鉛蓄電池
形式	MSEX-150
容量	108V-150Ah/10HR

(2) 自家用発電機始動用予備電源設備（1 号機）

- ア 整流器盤一式の更新を行うこと。
- イ 整流器盤は既存の機能を維持し、設計すること。

ウ 整流器の仕様は下表のとおり。

品名	GS ユアサ製サイスタ整流器
形式	TR-SNTR04020-A
入力	入力 AC3 φ 200V50Hz
出力	出力 DC48V20A

エ 蓄電池 30セルの更新を行うこと。

オ 蓄電池の仕様は下表のとおり。

品名	GS ユアサ製制御弁式据置鉛蓄電池
形式	MSEX-600
容量	60V-600Ah/10HR

(3) 自家用発電機始動用予備電源設備（2号機）

(2)と同様の改修を行うこと。

(4) 工事の実施時期

(1)の改修は、令和8年10月から11月頃に予定されている全館停電のうち、発注者が指定する1日間で実施するものとする。なお、停電の日程は令和7年12月頃に決定される。

(5) 仮設電源の供給について

(1)の更新を実施する際の当競走場への仮設電源については、発注者が供給するものとする。

(6) 共通事項

ア 選定・設計した機器については発注者へ図面等を提出し、承認を得ること。

イ 機器の更新時、点検、整備等に支障をきたすような設置は行わないこと。

ウ 機器の更新後、撤去済みの旧機器を適切に分類・処理し、廃棄物処理法等に則って廃棄すること。

6 完成図書

成果品として、以下の書類一式を綴じたものを2部提出すること。

(1) 契約書の写し（仕様書、積算内訳書を含む）

(2) 完成図（機器仕様図等）

(3) 取扱説明書

(4) 工事写真

着工時、施工中、および竣工時の各段階で写真を撮影し、各写真には作業日および工程名称を明記すること。

(5) 作業日報

- (6) 保証書
- (7) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- (8) その他監督職員の指示したもの

7 貸与図書

- (1) 仕様書(本書)
- (2) 積算書
- (3) 場所図
- (4) 既設設備図
- (5) 開催日程表

8 その他

- (1) 着工に先立ち、以下の書類を作成し、速やかに発注者の承諾を得ること。
 - ア 着工届
 - イ 現場代理人等届
 - ウ 現場員届
 - エ 工程表
- (2) 工事の一部を協力業者に委託する場合は、その旨を現場員届に明記し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
- (3) 受注者は作業日ごとに作業日報を作成し、発注者の求めに応じて提出できるよう、適切に保管すること。
- (4) 工事作業は原則として本競走場の開催日を除く9時から17時の間に行うこと。
ただし、上記時間外に作業を実施する必要がある場合は、事前に発注者の承諾を得るものとする。
また、第三者の安全に配慮した施工計画を策定し、資材の搬出入、作業員の入退場、施錠管理についても十分に発注者と調整を行うこと。
- (5) 本工事の施工に際しては、各種法令等を遵守し、必要な諸官庁への手続きが発生した場合は、受注者の費用負担にて速やかにこれを行うこと。
なお、当競走場周辺の道路は大型車両の進入禁止区域であるため、所管公署である蕨警察署へ事前に調整を行うこと。
- (6) 施工に当たっては、適切な養生を行い、設置場所の設備等に損害を与えないこと。
なお、万が一損害を与えた場合は、速やかに原状復旧を行うこと。
- (7) 請負業者は、当競走場の開催日程を十分に把握し、いかなる場合においても開催運営に支障をきたさないよう適切に対処すること。

- (8) 工事材料等の調達期間の変更等に伴う請負金額の増額及び工期の延長は認めない。
- (9) 契約締結後における諸物価および労務費等の市場変動があっても、請負金額の変更は行わないこと。
- (10) 本仕様書にない事項や疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し対処すること。
施工上必要な軽微な変更は、発注者の承諾を得て工事や他の工作物に支障がない範囲で行うことができる。
ただし、請負金額や工期の変更は認めない。
- (11) 当競走場内で作業を行う際は、工事名及び業者名が記載された名札を必ず着用すること。
- (12) 大型重機や金属製の足場等を使用する場合は、近傍のTBS ラジオ電波塔の影響により感電や発熱等の障害が発生する恐れがあるため、十分に留意して施工すること。
また、必要に応じてTBS ラジオ電波の停波予定を確認し、事前に関係者と協議を行うこと。
- (13) 資材等の搬入時は発注者の立会い検査を行い、承認を受けること。また、検査時は工事名、請負業者名、日時、検査項目、材料名等を記載した写真を撮影すること。
- (14) しゅん工後、速やかにしゅん工届及び検査願を提出し、発注者による検査を受け、承認を得ること。
- (15) 受注者は以下のいずれかの事由が発生した場合、直ちに損害を賠償すること。
ア 自己の責任によって発注者または第三者に損害を与えたとき。
イ 契約解除により発注者が損害を被ったとき。
- (16) 電子請求書に対応していないため、紙の請求書の提出を必須とする。
なお、紙請求書の発行にかかる費用は受注者の負担とする。